

令和7年 出雲警察署管内の少年非行状況

■ 非行少年

項目 年別等	県総数		管内総数		犯罪少年 ※1				触法少年 ※2				ぐ犯少年 ※3	
					刑法犯		特別法犯		刑 法		特別法			
		女子		女子		女子		女子		女子		女子		女子
R7. 12月末	161	41	58	20	38	12	3	0	17	8	0	0	0	0
R6. 12月末	130	18	38	5	22	2	4	1	9	1	3	1	0	0
増減	31	23	20	15	16	10	-1	-1	8	7	-3	-1	0	0

- 非行少年は58人で、前年と比べて20人（約53%）増加しました。
- 初発型非行（万引き・自転車盗・オートバイ盗等）による補導は、全体の約45%を占めています。



■ 不良行為少年 ※4

項目 年別等	県		管内	
		女子		女子
R7. 12月末	554	101	170	24
R6. 12月末	612	124	153	27
増減	-58	-23	17	-3

【語句の説明】

- ※1 犯罪少年 … 罪を犯した14歳以上20歳未満の者。
 ※2 触法少年 … 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者。
 ※3 ぐ犯少年 … 性格又は環境から判断し、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の者
 ※4 不良行為少年 … 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいなどを行って警察に補導された20歳未満の者。

- 不良行為少年は170人で、前年と比べて17人（約11%）増加しました。
- 学職別に見ると、最も多かったのは「高校生」で65人（約38%）でした。
- 行為別では、「喫煙」が全体の約45%、次いで「深夜はいかい」が全体の約28%を占めています。



民法が改正となり、
令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられましたが、
お酒やたばこは、これまでどおり20歳まで禁止です。



非行や不良行為は、少年からのSOSです。
このサインを見逃さず、丁寧に対応することが、
大切です。地域ぐるみで子ども達に声をかけ、
非行や犯罪被害を防ぎましょう。

